

議第114号

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年11月16日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。
別表京都市島原老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市崇仁老人デイサービスセンター	京都市下京区上之町9番地の3
-------------------	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用料金の承認の申請その他京都市崇仁老人デイサービスセンターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市崇仁老人デイサービスセンターを設置する必要があるので提案する。